令和4年度第5回岩手県公共事業評価専門委員会

(開催日時) 令和 4 年 12 月 12 日 (月) 13:30~14:30 (開催場所) 岩手県水産会館 5 階 大会議室

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 公共事業の再評価について<諮問審議>
 - · 急傾斜地崩壊対策事業 下斗米 2 丁目(盛岡市)
 - (2) その他
- 3 閉 会

出席委員

小笠原敏記専門委員長、武藤由子副専門委員長、石川奈緒委員、伊藤幸男委員、 欠席委員

清水真弘委員、谷本真佑委員

1 開 会

○高橋政策企画部政策企画課評価課長 それでは、御案内の時間になりましたので、ただいまから令和4年度第5回岩手県公共事業評価専門委員会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております政策企画課の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の専門委員会に当たりましては、御多用のところ委員の皆様には御協力を賜り、誠にありがとうございます。本日の専門委員会でございますが、ウェブ会議システムを活用しての出席委員を含めまして委員総数6名中4名に御出席いただいており、半数に達しておりますので、政策等の評価に関する条例の規定により会議が成立することを御報告いたします。

2 挨 拶

- **○高橋政策企画部政策企画課評価課長** それでは、小笠原専門委員長から御挨拶をお願い いたします。
- ○小笠原専門委員長 授業の関係でウェブ会議の参加になりました。申し訳ございません。 今日は新たに1件審議する事案が出まして、急遽委員会を開くことになりました。皆様 の忌憚のない御意見のほうをよろしくお願いいたします。
- **○高橋政策企画部政策企画課評価課長** ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、資料 No.1 から資料No.3 及び参考資料に加えまして、委員の皆様には事前に各委員からちょうだいいたしました質問事項と、それに対する回答をお配りしておりますので、お手元の資料

を御確認いただければと思います。

本日の審議内容ですが、資料の表紙の議事にありますとおり、令和4年11月に再評価を 実施しました1件について御審議いただきたいと思います。

それでは、議事の進行につきましては、条例の規定により小笠原専門委員長にお願いいたします。

2 議事

- (1)公共事業の再評価についてく諮問審議>
 - · 急傾斜地崩壊対策事業 下斗米2丁目(盛岡市)
- ○小笠原専門委員長 それでは、議事(1)、公共事業の再評価についての審議に入りたいと思います。

それでは、事務局から評価結果等について説明をお願いいたします。

[資料No.1~資料No.2に基づき説明]

○小笠原専門委員長 ありがとうございます。それでは、今回諮問された事業について、個別に説明を聞いていきたいと思います。なお、事務局は事前に委員から聴取した評価内容への質問事項等についての回答を踏まえて御説明いただきますようお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

[資料No.3に基づき説明]

○小笠原専門委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関して質問、 意見などございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

- ○石川委員 御説明ありがとうございました。いくつかお伺いしたいのですけれども、新しく入った人的被害のところですね、算出方法、費用便益のところになりますけれども、今回のところでどのような計算式といいますか、どういった形で算出しているのか教えていただけますか。
- ○中宿県土整備部砂防災害課主査 算定の方法なのですけれども、この費用便益マニュアルの方で精神被害に関する単価として示されているものがありまして、1人当たり2億2,600万円の単価を設定しております。そちらに対して被害の死者数というのをこの被害の戸数から算定される死者数というのがありまして、そちらを掛けた形で被害額というものを算定しているものでございます。
- **○石川委員** その人数というのは、地図の被害が及ぶ住居に住まわれている方の人数の合計ということですか。
- 〇中宿県土整備部砂防災害課主査 はい、そのとおりになります。

- ○石川委員 ここに中津川病院と和敬荘の方が入っているのですか。
- ○中宿県土整備部砂防災害課主査 はい、そちらの方も対象になっております。
- ○石川委員 具体的に何人になるかとすぐ計算は。
- **〇中宿県土整備部砂防災害課主査** 死者数ということで、その人数の算定としては 14 名 となっております。
- **○石川委員** そこにいる全員ではなくて、その中から何%が亡くなるというような計算になっていると。
- ○中宿県土整備部砂防災害課主査 はい、この被害率という考え方がございまして、そのマニュアル等で近年の災害の実績等でその被害に遭われた戸数、人家戸数であったり施設数に対して被害率というものを算定しておりまして、それが過去全国的な統計でもって、その被害率というものを算定しておりまして、そういった実績から人数を割り出すというような算定方法になっておりまして、結果 14 名の死者数というような計算になっております。
- **○石川委員** 分かりました。ありがとうございます。

あともう一つ、用地がなかなか取得できないというお話なのですけれども、少し専門的なことを教えていただきたいのですが、用地を寄附してもらうという、用地寄附行為と書いてあるのは、本当に寄附するということなのですか。特に県からお支払いするようなことではなくて、用地を寄附してくださいというような形と理解してよろしいですか。

○荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 おっしゃるとおりでございまして、県に 用地を寄附していただいた上で、県が事業を実施するという流れになっております。なぜ そういうふうな流れになっているかということなのですけれども、本来その斜面が危ない 状態であって、その危ない状態で崖崩れが起こったときに、ほかの人たちにも被害を発生 させてしまったら、それは土地の持ち主が責任を負うということが基本になっております。 その土地の所有者が施工することが基本なのですけれども、この急傾斜の法律の中では所 有者が施工することが困難、または不適当と認められる場合は県が施工できるというふう に定められておりまして、という事業の流れの中で今回寄附していただくという言葉が出 てきております。

○石川委員 では、その寄附ということ自体に難色を示されていると。県の方々は交渉されているのだと思うのですけれども、もう少し具体的になぜここまで長期間に渡って交渉がうまくいかないのかということをお聞かせいただけるところだけで構いませんので。

○荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 お話しできる範囲でお話ししたいと思います。

まず、寄附していただきたいというふうな県からのお願いに対しては、買収してほしいというふうなスタンスのお話をしているところです。

あとは、この土地の持ち主様というのが複数名おりまして、その土地を寄附していただくに当たっては、土地の境界を定めなければいけないのですけれども、今回反対されている地権者様が結構広い範囲で土地を持っていまして、用地境界の画定に先立つ交渉ができないということもあり、今回事業に入っていけないというふうになっています。

交渉は続けているのですけれども、やっぱり寄附ではなくて買収でお願いしたいという ところが御主張されているので、事業が進んでいないという状況でございます。

○石川委員 県としては、これまでお伺いした考え方ですと、買収ということはもうできないということなのですね。

○荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 おっしゃるとおりでございまして、この 急傾斜地崩壊対策事業を進めるに当たっては、本来ならば土地の持ち主様が責任を持って その斜面の安全性の確保ですね、崩れたときに地域住民の方々に害が及ばないようにしな ければいけないわけですけれども、土砂災害対策という大きな大方針の中で、この場所に ついては寄附していただいて、この事業で安全性を確保するというのが県の方針でござい ますので、寄附をしていただくという選択肢しか今はない状況です。

○石川委員 ありがとうございます。あともう一つ、しばらくは事業が進んでいない状態で、谷本委員も言っていましたけれども、ソフト対策ですよね。最後の方に御説明いただいたのですけれども、ここの住民の方々は土砂災害警戒区域に指定されているということと、あと避難場所がどこかとか、どの程度雨が降るとか、どういったときに避難しなければいけないとか、そういったことがきちんと周知されているのかどうなのか、しばらく工事が進まない中で、そういうところが一番大切だと思うのですけれども、今どのように住民の方々とコミュニケーション取られているか教えてください。

○荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 今の委員の御指摘はもっともなことでございます。地域住民の方々が恐れがある箇所をどの程度把握しているかということでございますけれども、この地域の土砂災害警戒区域を指定するに先立ちまして、この地域で住民説明会を開催しております。その中で、危ない区域であるということは理解していただいていると。その住民説明会の中で、こういったとき避難が必要ですということにつきましては、一番分かりやすいのは盛岡市が避難情報を出し、県が設置している土砂災害警戒情報システムというものがあって、そのシステムの中で土砂災害が発生する恐れが高まったときには気象庁と岩手県が合同で、危ないよということをきちんとお知らせするということをしております。

あとは、そういった指定されたことに基づきまして、盛岡市が最近だと令和4年の3月 に土砂災害ハザードマップを更新しておりまして、それを地域住民が入りたい、したいと、 そういった取組をしているところです。

- ○小笠原専門委員長 そのほかございますでしょうか。
- ちょっと私のほうから1つですが、急傾斜地崩壊対策施設の他の事業というのはこれまであったのでしょうか。
- **〇荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長** 他の事業と申しますのは。
- ○小笠原専門委員長 こういう対策で、ほかの事例というものは。
- **〇荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長** のり面工とか。
- ○小笠原専門委員長 民地に対して危険が起きるから、県がそれに対して対策を取った事例というのはあるのでしょうか。
- **○荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長** 一貫してこの事業を導入するに当たっては、土地を寄附していただいて県が施設整備を行うというやり方をほかの事業も同様に同じ進め方をしているところです。
- ○小笠原専門委員長 ほかにあったということですね、そうしたら。
- ○荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 失礼しました。ほかにあります。
- **〇小笠原専門委員長** だから、他の事業の場合はここまでごねることなくスムーズにいったということですか。
- **○荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長** おっしゃるとおりで、そうですね、多少お時間はかかったことはあったのですけれども、寄附いただいて、最終的には施設整備が完了しているという箇所はほかにございます。
- ○小笠原専門委員長 なので、他の事例を参考にして、どうやったら事が進むのかというところを解決して、岩手県に限らず他県でも同じような問題が生じているかもしれないですね、そういったときにどういうふうに所有者に対して交渉していったらスムーズに事が進むのかというのは、やっぱりいろいろな情報を得て行っていかないと。多分これ進まないような気がしてしようがないのです、正直なところ。なので、そういった事例を有効活用していただきたいなというふうに思います。
- **○荒澤県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長** ありがとうございます。委員長の御指摘はごもっとだと思いますので、今後他自治体の有効事例を集めながら事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

- **〇小笠原専門委員長** そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。
- **○佐々木政策企画部政策企画課主事** すみません、暫定的に事務局が確認するのですけれ ども、ほかに御質問ある委員の方いらっしゃいますか。よろしいですか。

「なし」の声

- **〇佐々木政策企画部政策企画課主事** 委員長、御質問はないそうなので、進行を次に進めていただいて大丈夫です。
- ○小笠原専門委員長 そうしたら、これで本日の審議は終了したということで、再評価結果について答申案を決めていきたいと思います。答申案の検討に移るということでよろしいでしょうか。
- ○佐々木政策企画部政策企画課主事 はい。では、事務局から説明させていただきます。

[参考資料に基づき説明]

- **〇小笠原専門委員長** ありがとうございました。ただいまの説明について御質問、御意見 等ございましたらよろしくお願いいたします。
- **〇佐々木政策企画部政策企画課主事** すみません、事務局が念のため確認させていただきます。何か御意見ある委員の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

- **○佐々木政策企画部政策企画課主事** 委員長、御意見は特にございませんので、進行のほどよろしくお願いします。
- ○小笠原専門委員長 はい、分かりました。それでは、本日審議が終了した、本事業の再評価結果について、答申案を決めていきたいと思います。

まずは、県が行った評価結果の可否についてですが、本日の審議を踏まえ、本委員会と してはいずれの事業についても県の評価結果については妥当であるとしてよろしいでしょ うか。よろしいですか。

「はい」の声

〇小笠原専門委員長 続きまして、付帯意見が必要かどうかについてですが、委員の皆さんから御意見等ございましたらお願いいたします。

お願いします。

- **○伊藤委員** 委員長からの御指摘あったとおり、この事業の妥当性だとか、必要性の高さというのは高い評価ですので、ただ進んでいないというところでこのところが再々々評価の対象になってきているということを踏まえると、進捗状況のところでいま一度努力していただくような提案をした方がいいのではないかなというふうに思います。
- **〇小笠原専門委員長** この場合は、何か付帯事項を付け加えたほうがいいというようなことでしょうか。
- ○伊藤委員 付帯事項として、進捗状況の改善について努力していただくというような1 行を入れていただくと、次の評価のときにももし評価になるときにも状況というか、この 事業のいわば特殊性というか、難しさが次の委員会のときにも伝わるかなというふうに思 います。
- ○小笠原専門委員長 分かりました。事務局のほうでその対応は大丈夫でしょうか。少し 修正が必要かと思うのですけれども。
- ○伊藤委員 すみません、もう一言言うと、我々が再々々評価するに当たって、この間、事業を進めるためにどのようなことをしたのですかというのがやっぱり疑問としては残るのです。ですので、多分努力されているというふうには思うのですけれども、今回再評価の段階でもうちょっと頑張ってくださいと一言入れておいてもいいのかなという意見です。
- ○佐々木政策企画部政策企画課主事 委員会の最終的な文言については、今後調整が必要だと一つ思っているのですけれども、県といたしましては答申をいただいた後に、今後こうしていきますという対応方針を内部で手続を取って決定し、公表いたします。委員会からそういった付帯意見をいただいた場合は、今後そのような流れで対応方針を検討させていただきますので、今回、委員会として事業の進捗に係る御意見をいただくということでまとまるのであれば、そういうことになるのかなと思います。すみません、今後の流れを御説明したところでした。
- **〇小笠原専門委員長** それでは 31 ページの答申書(案)に付帯事項をつけ加えるという 形でよろしいのですか。
- **〇佐々木政策企画部政策企画課主事** 答申に当たっての最終的な文言については、委員長 と事務局のほうで調整させていただくことでよろしいでしょうか。
- **〇小笠原専門委員長** そうですね、その内容については事務局と私の方で検討して、固まった状態で再度委員の皆さんに御確認していただくという程度でどうですか。
- ○佐々木政策企画部政策企画課主事 はい、分かりました。委員長と事務局で相談して、

改めて委員の皆様に付帯意見について、表現等を御確認いただくということでよろしいで しょうか。

- ○小笠原専門委員長 はい、そういう形で進めていただきたいと思います。
- **〇佐々木政策企画部政策企画課主事** 承知しました。
- ○小笠原専門委員長 そうしたら、本当は私に一任してもいいかというところなのですけれども、私のほうから皆さんに確認してもらったほうがいいかと思いますので、そういう形で進めたいと思います。

そうしたら、そのほか事務局から何か確認事項等はございますでしょうか。

- **〇佐々木政策企画部政策企画課主事** 特にございません。
- ○小笠原専門委員長 それでは、本日の再評価についての審議は終了といたします。 事務局の方にお返しいたします。
- ○高橋政策企画部政策企画課評価課長 御審議ありがとうございました。それでは、継続審議はございませんので、次回の専門委員会につきましては、来年の2月9日木曜日になりますが、13時30分から親委員会の開催と併せまして専門委員会を開催する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの付帯意見につきましては、後ほど調整を先ほどのとおりに確認させていただき たいと思っております。

3 閉 会

○高橋政策企画部政策企画課評価課長 それでは、以上をもちまして本日の専門委員会を終了いたします。御出席の皆様には、お忙しい中誠にありがとうございました。